

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（総務省）

制 度 名	非居住者等の受け取る振替地方債の利子に係る非課税手続の簡素化及び非課税対象者等の拡充		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	非居住者、外国法人（外国投資信託の受託者である場合を含む。）が受け取る地方債の利子のうち、「社債、株式等の振替に関する法律」上の振替債に係るものについて、非課税手続を簡素化するとともに非課税対象者等を拡充すること。		
	減収見込額 （平年度）	0 百万円 (0 百万円)	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 地方債等の振替制度は、閣議決定に基づき促進され、平成 18 年 1 月に制度が開始された。 これを踏まえ、平成 20 年 1 月から、国債同様に、地方債についても、非居住者及び外国法人（外国投資信託の受託者である場合を含む。以下「非居住者等」という。）が受け取る振替地方債の利子が非課税とされ、これに伴い、証券保管振替機構の非居住者等非課税口座の地方債残高が増加するなど、海外投資家による我が国地方債市場への投資の促進に一定の効果があつたところである。 このような中、非居住者等の我が国地方債市場への投資を一層促進し、我が国地方債市場の活性化や地方公共団体の資金調達の円滑化を図る観点から、現行の非課税手続を簡素化するとともに非課税対象者等を拡充するものである。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 非居住者等が受け取る振替地方債の利子に係る非課税制度については、非課税手続を発行体毎に行わなければならないなど、煩雑との指摘がかねてより海外投資家からなされているところ。海外投資家の我が国地方債市場への投資を一層促進し、我が国地方債市場の活性化や地方公共団体の資金調達の円滑化を図るためには、非居住者等が受け取る振替地方債の利子に係る現行の非課税手続を簡素な手続に見直すとともに、非居住者等の範囲等を拡充することが必要になっている。</p> <p>② 資金調達の円滑化及び投資促進による公社債等市場規模の拡大が図られ、非居住者等の公社債等流通市場への参加が促進される。</p> <p>③ 海外における振替地方債の保有層をさらに拡大し、非居住者等の円での資金運用・調達の利便性を高めることは、円の国際化を推進することに資する。</p>		

		(3) 要望の措置の妥当性 非居住者等の地方債保有を一層拡大するためには、非居住者等が受け取る振替地方債の利子に係る現行の非課税手続を簡素なものに見直すことが不可欠である。							
今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	なし。							
	政策の達成目標	非居住者等の我が国地方債市場への投資を一層促進し、我が国地方債市場の活性化や地方公共団体の資金調達の円滑化を図る。							
	租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。							
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)							
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし。							
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし。							
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし。							
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	振替地方債に係る非居住者等の保有残高は増加傾向にあるが、非居住者等による振替地方債の保有割合は、0.2%（平成20年度末現在）にとどまっており、振替国債の保有割合6.4%（平成20年度末現在）と比して、低位にとどまっている。							
	租税特別措置の適用実績	<p>非居住者等による振替地方債の保有残高の推移</p> <p style="text-align: right;">(単位：億円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成18年度末</th> <th>平成19年度末</th> <th>平成20年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>振替地方債</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">1,192</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 日本銀行「資金循環統計」</p>		平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末	振替地方債	0	0
	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末						
振替地方債	0	0	1,192						

租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	非居住者等による振替地方債の保有割合の推移 (単位：%)			
		平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
	振替地方債	0	0	0.2
	(注) 日本銀行「資金循環統計」			
前回要望時の達成目標	なし。			
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	なし。			
これまでの要望経緯	振替地方債の利子に係る非居住者等非課税制度については、平成19年度税制改正において認められている。			